第十八号様式

給与支払報告書 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書（提出用）

受付印

神山町長　殿

平成　年　月　日提出

給与支払者（特別徴収義務者）	所在地（住所）		特別徴収義務者指定番号		
	名称（氏名）	㊞	連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係	
	法人番号（個人番号）			氏名	
				電話	

給与所得者	（フリガナ）氏名		生年月日 T・S・H　年　月　日	（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日以降退職時までの給与支払額
	個人番号			円	月から月まで	円		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収（事業所が徴収して納付） 3. 普通徴収（納税者本人が納付）	円 控除社会保険料額 円
	給与の支払を受けなくなった後の住所	〒			円					
	新勤務先 名称									
	新勤務先 所在地	〒　電話　番		左記勤務先へは月割額　円　月分から徴収するよう連絡済です。						

◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定			備考	※町記入欄					
1. 異動が平成30年12月31日までで、申出があったため（　月　日申出） 2. 異動が平成31年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）	一括徴収した税額は　月分で納入します		年度	月分以降の月割額は	1. 特別徴収義務者を変更 2. 一括徴収・転勤 3. 普通徴収へ切替	入力		
	・	円	円								
	・	円				年度	月分以降の月割額は	1. 特別徴収義務者を変更 2. 一括徴収・転勤 3. 普通徴収へ切替	入力		
異動者印	・	円									

退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申し出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

●記載注意

1. **給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書**
　この届出書は、神山町長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払いを受けなくなった者がある場合に4月15日までに神山町長に提出してください。
2. **特別徴収にかかる給与所得者異動届出書**
　この届出書は、給与の支払いを受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払いを受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに神山町長に提出してください。
3. 「**給与支払者（特別徴収義務者）**」欄中の「**法人番号（個人番号）**」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の法人番号（行政手続における特定の個人識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「**番号法**」という。）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）又は個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
4. 「**個人番号**」欄には、給与の支払を受けなくなった者の個人番号を記載してください。
5. 「**給与の支払を受けなくなった後の所**」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払いを受けなくなった当時の住所を記載してください。
6. 「**退職時までの給与支払額**」欄には、その年の1月1日から退職時までの給与の支払い総額及び給与より差引かれた社会保険料の総額を記載してください。
7. 「**徴収予定月日**」欄には、給与の支払いを受けないこととなる日（同日後に一括徴収の申出があったときは、その申出の日）から5月31日までの間に支払いを受けるべき給与又は退職手当等の支払予定月日を記載してください。
8. 「**徴収予定額**」欄には、給与の支払いを受けないこととなる日又は一括徴収の申出日から5月31日までの間に支払いを受けるべき給与又は退職手当等の額のそれぞれから徴収すべきものとして給与の支払いを受けなくなる者が申し出た金額を記載してください。なお、その金額の定めがないときは、その給与又は退職手当等の合計額とその給与又は退職手当等のそれぞれの額との割合によってあん分した額を記載してください。
9. ※印の欄には記載しないでください。